

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成20年10月14日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ヤマダ電機テックランド北上店 北上市黒沢尻西部22街区5ほか
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
- (4) 変更の年月日 平成20年7月3日
- (5) 変更の理由 本社移転のため

2 届出年月日 平成20年9月30日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所